三田市ガラス工芸館条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
| :---: | :---: |
| 第1条～第3条の2省略 <br> （休館日） <br> 第3条の3 工芸館の休館日は，次の各号に掲げる日とする。ただし，市長が必要と認めたときは，これを変更し，又は休館することができる。 <br> （1）毎週月曜日及び火曜日 <br> （2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 <br> （3） 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで（前号の休日を除く。） <br> （4）市長が工芸館の管理運営上必要があると認める日 <br> 以下省略 | 第1条～第3条の2省略 <br> （休館日） <br> 第3条の3 工芸館の休館日は，次の各号に掲げる日とする。ただし，市長が必 <br> 要と認めたときは，これを変更し，又は休館することができる。 <br> （1）毎週火曜日。ただし，火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」といら。）に当たるときは，その翌日以後の最初の祝日でない日とする。 <br> （2）12月28日から翌年の1月4日まで <br> （3）市長が工芸館の管理運営上必要があると認める日 <br> 以下省略 |

